

宮崎県庁舎事業系一般廃棄物収集運搬等業務仕様書

1 業務内容

宮崎県庁本庁舎から排出される一般廃棄物の収集及び処分場への運搬等に係る業務

2 一般廃棄物

収集及び運搬等を行う一般廃棄物とは、宮崎市が定める事業系廃棄物の適正処理マニュアルの分別メニュー表の次のものとする。

- ・燃やせるごみ
- ・燃やせないごみ
- ・資源物

ただし、古紙類及び産業廃棄物に該当するものは除く。

3 収集場所

- ・本館東側廃棄物置場
- ・4号館南側廃棄物置場
- ・7号館北側玄関前
- ・8号館北側廃棄物置場
- ・10号館廃棄物置場

4 収集日程

委託期間中、土日祝日を除く全開庁日（240日間）とする。

- ・燃やせるごみ 毎日
- ・燃やせないごみ 月1回
- ・資源物 月8回（火曜日及び金曜日）

5 収集時間

原則午前8時から午前11時の間で行うこととする。

6 作業員の届出

乙は、委託業務を処理するに当たり、委託業務に従事する者の氏名及び委託業務に使用する車両の番号を廃棄物収集運搬等作業等届出書（別記様式第1号）により4月10日までに届け出るものとする。

7 作業に係る報告

毎月、委託業務を完了したときは、翌月10日までに廃棄物収集運搬等業務月例報告書（別記様式第2号）を、年度分が完了したときは4月10日までに別記様式第3号を提出すること。

8 ごみ袋の数（45リットル換算：年間）

燃やせるごみ	概ね 7,600袋
燃やせないごみ	概ね 10袋
資源物	概ね 5,300袋

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 処分場における処分に要する経費は、乙の負担とする。

宮 崎 県 知 事 殿

受託業者

印

廃棄物収集運搬等作業等届出書

貴庁舎の廃棄物収集運搬等業務に従事する者及び当該業務に使用する車両を関係書類を添付の上、届け出ます。

記

1 作業員

氏 名	氏 名

2 車両

車両番号	車 種	車両番号	車 種

3 添付書類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に基づく一般廃棄物処理業にかかる許可証の写し

(注) 4月10日までに提出すること。

宮崎県知事殿

受託業者

印

廃棄物収集運搬等業務月例報告書 (月分)

日	収集運搬等袋数					日	収集運搬等袋数										
	可	不	資	本	4		7	8	10	可	不	資	本	4	7	8	10
1	可	不	資	本	4	7	8	10	17	可	不	資	本	4	7	8	10
1	不	資	本	4	7	8	10	17	不	資	本	4	7	8	10		
2	可	不	資	本	4	7	8	10	18	可	不	資	本	4	7	8	10
2	不	資	本	4	7	8	10	18	不	資	本	4	7	8	10		
3	可	不	資	本	4	7	8	10	19	可	不	資	本	4	7	8	10
3	不	資	本	4	7	8	10	19	不	資	本	4	7	8	10		
4	可	不	資	本	4	7	8	10	20	可	不	資	本	4	7	8	10
4	不	資	本	4	7	8	10	20	不	資	本	4	7	8	10		
5	可	不	資	本	4	7	8	10	21	可	不	資	本	4	7	8	10
5	不	資	本	4	7	8	10	21	不	資	本	4	7	8	10		
6	可	不	資	本	4	7	8	10	22	可	不	資	本	4	7	8	10
6	不	資	本	4	7	8	10	22	不	資	本	4	7	8	10		
7	可	不	資	本	4	7	8	10	23	可	不	資	本	4	7	8	10
7	不	資	本	4	7	8	10	23	不	資	本	4	7	8	10		
8	可	不	資	本	4	7	8	10	24	可	不	資	本	4	7	8	10
8	不	資	本	4	7	8	10	24	不	資	本	4	7	8	10		
9	可	不	資	本	4	7	8	10	25	可	不	資	本	4	7	8	10
9	不	資	本	4	7	8	10	25	不	資	本	4	7	8	10		
10	可	不	資	本	4	7	8	10	26	可	不	資	本	4	7	8	10
10	不	資	本	4	7	8	10	26	不	資	本	4	7	8	10		
11	可	不	資	本	4	7	8	10	27	可	不	資	本	4	7	8	10
11	不	資	本	4	7	8	10	27	不	資	本	4	7	8	10		
12	可	不	資	本	4	7	8	10	28	可	不	資	本	4	7	8	10
12	不	資	本	4	7	8	10	28	不	資	本	4	7	8	10		
13	可	不	資	本	4	7	8	10	29	可	不	資	本	4	7	8	10
13	不	資	本	4	7	8	10	29	不	資	本	4	7	8	10		
14	可	不	資	本	4	7	8	10	30	可	不	資	本	4	7	8	10
14	不	資	本	4	7	8	10	30	不	資	本	4	7	8	10		
15	可	不	資	本	4	7	8	10	31	可	不	資	本	4	7	8	10
15	不	資	本	4	7	8	10	31	不	資	本	4	7	8	10		
16	可	不	資	本	4	7	8	10	月計	可	不	資	本	4	7	8	10
16	不	資	本	4	7	8	10	月計	不	資	本	4	7	8	10		

(注) 収集運搬等袋数欄は、「可」燃やせるごみ、「不」燃やせないごみ、「資」資源物の数を記入すること。
 (注) 翌月10日までに提出すること。

宮 崎 県 知 事 殿

受託業者

印

廃棄物収集運搬等業務実績報告書

月	収集運搬等袋数					月	収集運搬等袋数						
		本	4	7	8		10		本	4	7	8	10
4	可					10	可						
	不						不						
	資						資						
5	可					11	可						
	不						不						
	資						資						
6	可					12	可						
	不						不						
	資						資						
7	可					1	可						
	不						不						
	資						資						
8	可					2	可						
	不						不						
	資						資						
9	可					3	可						
	不						不						
	資						資						
						年間	可						
						計	不						
						計	資						

(注1) 収集運搬等袋数欄は、「可」燃やせるごみ、「不」燃やせないごみ、「資」資源物の数を記入すること。

(注2) 年間分の廃棄物処理業務月例報告書を添付すること。